

(意見書案第 14 号)

事業承継円滑化のための税制措置等に関する意見書

北海道の中小企業は、地域の経済と雇用の主要な担い手として大きな役割を果たしているが、全国的な景気回復基調の中で、北海道経済は公共事業の縮減や、長引く景気の低迷などにより、厳しい状況で推移していることもあり、中小企業を取り巻く経営環境は、一段と厳しさを増している。今後、北海道が自立し、持続的に発展していくためには、経済の活性化が不可欠であり、地域経済を担う中小企業への育成・支援が強く求められている。

こうした中、今、中小企業経営者の高齢化の進展に伴う事業承継問題が急速に深刻化してくることが懸念されている。地域の中小企業が事業を承継する段階において発生する事業用資産に対する過度な相続税の課税や、民法の遺留分制度などの問題により、やむなく事業存続をあきらめることになれば、地域の活力がそがれ、地域経済の衰退を招き、我が国の成長発展をも損ないかねない。

中小企業の事業承継問題は、単に一企業の経営者の交代にとどまらず、従業員の生活、取引先や関連企業等の事業・経営、さらには地域社会にも影響を及ぼすものであり、税制等が円滑な事業承継を阻害することのないように配慮すべきものである。

については、中小企業及びその経営者が事業承継対策に過度に悩まされることなく、技術革新や新規分野への挑戦に専念したり、後継者が承継した経営資源を生かして、思う存分、第二創業などに取り組むことができる環境整備のため、税制面、法制面、金融面など総合的な事業承継支援の大胆かつ迅速な実施が望まれる。

よって、国においては、以上の観点から、事業承継円滑化のための支援について、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 事業用資産に係る相続税は、5年程度の一定期間の事業継続等を前提に非課税とすべきであり、事業を承継する者の相続税負担の減免を図る包括的な事業承継税制を確立すること。
- 2 取引相場のない株式については、円滑な事業承継を可能とする評価方法の見直しを行うこと。
- 3 民法の遺留分制度などについて、事業承継の際に、相続人当事者の合意を前提としつつ、経営権や事業用資産を後継者に集中できるよう制度の改善を図ること。
- 4 その他、事業承継時における金融面での支援、廃業と開業のマッチング支援等を行うための事業承継関連予算の大幅な拡充など、事業承継円滑化のための総合的な対策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成19年12月14日

釧路市議会

衆議院議長	参議院議長	}	宛
内閣総理大臣	法務大臣		
財務大臣	経済産業大臣		